

避難行動要支援者
「個別避難支援プラン」作成手順書
【 福祉専門職用 】

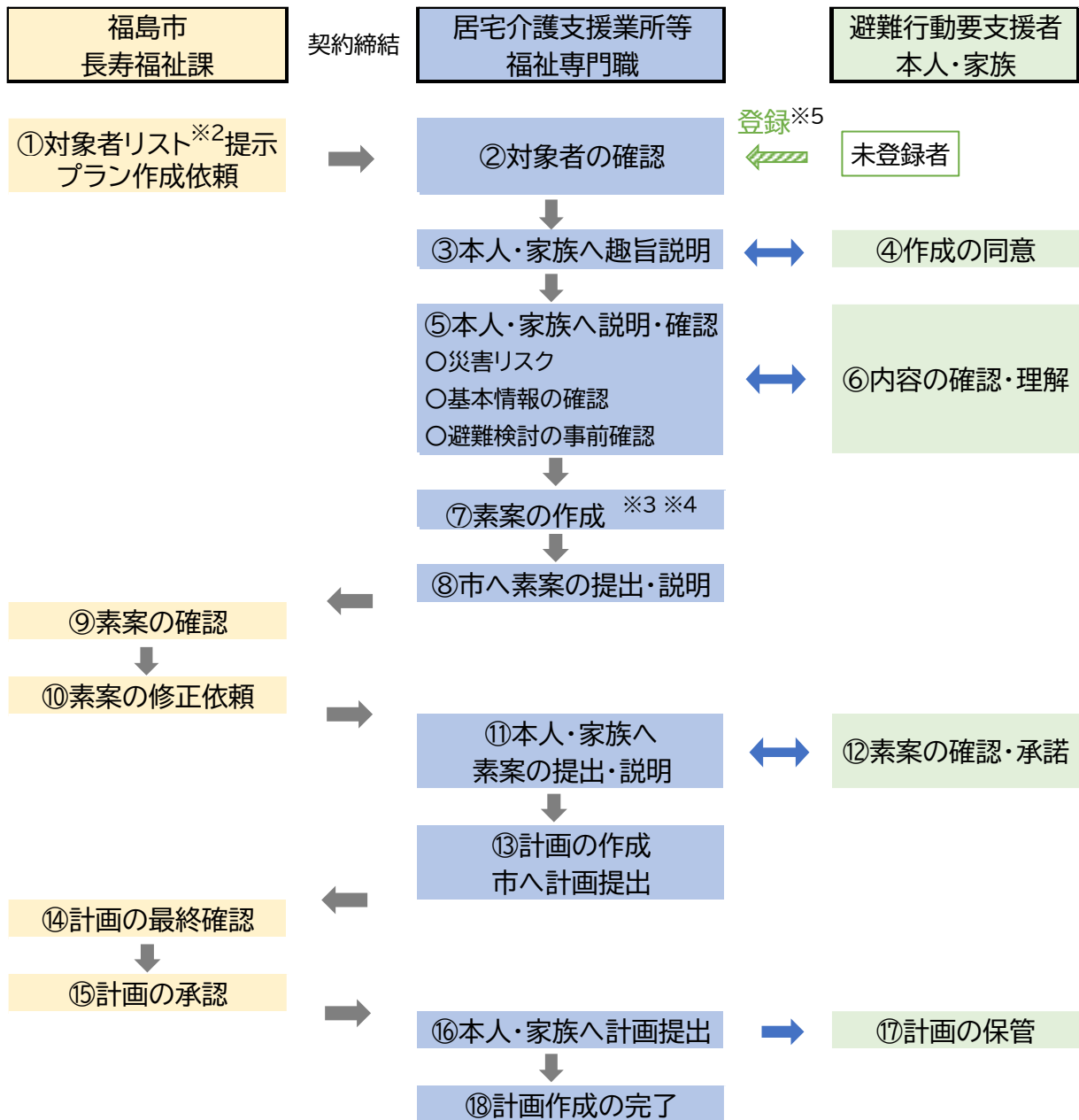
R5年5月

1 趣旨

福島市が令和4年度より要援護者支援パッケージ※1として作成する個別避難支援プランは予測可能な水害(洪水)を優先して進めることとしています。

また、避難困難が想定される要支援者(一部)には、福祉専門職のノウハウ活用が有効であることからそれにあたっての手順等を示すものです。

2 プラン作成の流れ



※1 要援護者支援パッケージ:近年頻発する豪雨災害における避難行動要支援者への対策強化
関係部局横断型の各施策パッケージ化(市危機管理室)

※2 対象者リスト:居宅届出をもとに避難行動要支援者を居宅介護支援事業所ごとに抽出したもの

※3 作成過程においては、市と協議し、助言等を受けることを想定

※4 プラン完成が不可能な場合(本人意思の変更、延期)は、予め市と協議

※5 未登録者は、避難行動要支援者に登録することでプラン作成が可能

3 作成する対象者(対象者リスト掲載者)

① 区域が、ハザードランク

ア:洪水区分 ⇒ I度～Ⅲ度の区域

イ:土砂区分 ⇒ I度の区域

説明	2階建てで2階へ避難しても危険と思われる区域	2階建てで2階へ避難できれば命の危険はないと思われる区域	平屋建てでも命の危険はないと思われる区域 (床下浸水程度であるが、避難が遅れ車で避難する場合、エンジントップの恐れあり)
洪水区分	特に早期水平避難が必要な区域 ^(※1) ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ・浸水深 3.0m以上	浸水深 0.5～3.0m未満	浸水深 0.5m未満
土砂区分	土砂災害警戒区域 ^(※2)		
ランク	I度	Ⅱ度	Ⅲ度

※1 福島市の場合、「家屋倒壊等氾濫想定区域」と「浸水深3m以上の区域」を「特に早期水平避難が必要な区域」としているが、3m未満の区域やハザード区域外の区域が含まれることもある。

※2 「土砂災害警戒区域」は立退き避難が原則であるため、ランクI相当の優先度と見なす。

② 要支援者が、要介護認定 3～5

③ 避難行動要支援者に登録されている方

④ 対象者リスト掲載対象は、①～③をすべて満たす方

- 1 市より事業所に「個別避難支援プラン」作成の依頼
- 2 事業所は、作成対象者に対する契約の有無を確認
- 3 本人・家族への説明し、プラン作成の同意を確認

1 市より事業所に「個別避難支援プラン」作成の依頼

- ① 市と事業者が委託契約を締結
- ② 事業所ごとに居宅届による対象者を抽出した「対象者リスト」に基づき、事業所に依頼
- ③ 対象者は要介護3～5で浸水区域・土砂区域に居住

2 事業所による作成対象者に対する給付実績の有無の確認

市による作成時期と事業所での最新データが一致しない場合あり（介護認定が変更など）

3 本人・家族への説明

3 - 1 「個別避難支援プラン」作成を福島市から依頼されている旨の説明

- ① 市から「個別避難支援プラン」作成及び提出を依頼されていること
- ② プラン作成は、本人・家族と協議の上、事業所に一任されること
- ③ プランの完成を目指す、場合によっては完成しないこともあり得ること

3 - 2 「個別避難支援プラン」作成の趣旨の説明

- ① 今回の個別避難支援プラン作成においては、予測が可能な洪水・土砂に限定し作成すること
- ② 個別避難支援プランとは、災害が発生または発生する恐れがある時に、本人・家族等が安全に避難するために、あらかじめ避難方法や支援者を自分で決めておいて、それを「個別避難支援プラン」として作成し、関係者と共有して災害に備えておくものであること
- ③ 避難先や避難方法、支援者などについて一緒に話し合っ、プランの完成を目指す、プランの作成にあたる事業所が、その実行や内容について責任を持つものではないこと

3 - 3 「個別避難支援プラン」作成同意の確認

- ① 本人・家族等に、記載例をもとにプラン様式の各項目について説明を行い、「個別避難支援プラン」を作成することに本人・家族等が同意するかを確認
- ② 作成された「個別避難支援プラン」は、本人・家族、作成者（事業所）、避難支援等関係者などと共有し、平常時の見守りのほか災害時の避難支援に活用するが、必ずしも計画通りの避難支援ができるとは限らないことを説明
- ③ 登録後の考えの変更により、プラン作成の同意が得られない場合は、作成は行わず、本人・家族に対し、災害時の行動について確認し合っを終了
避難行動要支援者登録の取り消しを希望する場合は、「避難行動要支援者登録取消届」を作成し、プラン作成対象から除外

3 - 4 事業所での給付実績に、プラン作成が必要な未登録者がいた場合

- ① 予め市と協議のうえ、避難行動要支援者登録申請の提出を促し、登録したのちに作成へ進む
- ② 避難行動要支援者登録制度については（別紙）により説明する

- 1 洪水・土砂を優先してプラン作成を行う。
- 2 洪水ハザードマップ等により災害リスクを理解してもらう。
- 3 対象者が避難するタイミングを共有してもらう。

1 洪水・土砂を優先し避難計画を作成する

- ① 災害が予測可能で、事前に避難行動がとれる洪水・土砂を優先する
- ② 地震は予測困難であり、洪水や土砂のように事前の避難が現実的ではない
- ③ 地震は、災害前の備えと災害後の事後的対応にならざるを得ないため、市民共通の対応を提示

2 洪水区分と災害リスク（市民の共通知識）

洪水区分	ハザードランク	浸水深	特に早期水平避難が必要な区域 [※]	災害リスク
	Ⅰ度	5.0m以上	○ (家屋倒壊等氾濫想定区域を含む)	2階建ての屋根以上が浸水
		3.0～5.0m未満		2階建てで2階へ避難しても危険
	Ⅱ度	0.5～3.0m未満	—	2階建てで2階へ避難できれば命の危険はないと思われる
Ⅲ度	0.5m未満	—	床下浸水程度のため、平屋建てでも命の危険はないと思われるが、避難が遅れ車で避難する場合、エンジンストップの恐れあり	

※ 「特に早期水平避難が必要な区域」には、「家屋倒壊等氾濫想定区域」と「ハザード浸水深3.0m以上の区域」が含まれるが、3.0m未満の区域やハザード区域外の区域が含まれることあり。
また、「土砂災害警戒区域」については立退き避難が原則であるため、「特に早期水平避難が必要な区域」同等と見なす。

3 対象者が避難するタイミング（市民の共通知識）

- ① 市の避難情報で、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたとき
 - ア 避難に時間がかかる高齢者などを、先に避難することを促します
 - イ この段階で、市は避難所を開設しています
 - ウ それ以外の市民は警戒レベル4「避難指示」が発令されたとき避難します
- ② 災害時の避難に関する情報
 - ア 国土交通省や気象庁、都道府県が発表する「防災気象情報」
 - イ 市町村が発表する「避難情報」

警戒レベル	市町村が発令する避難情報	気象庁が発表する警戒レベル相当情報	取るべき行動
5	緊急安全確保	大雨特別警報等	命の危険 直ちに安全確保
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	避難指示	土砂災害警戒情報等	危険な場所から 【全員避難】
3	高齢者等避難 [※]	大雨・洪水警報等	危険な場所から 【高齢者等は避難】
2		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	避難行動の確認
1		早期注意情報 (気象庁)	心構えを高める



- 1 対象者の基本情報を確認（「個別避難支援プラン」に予め記載の内容）
- 2 避難検討にあたっての事前確認

## 1 対象者の基本情報

- ① 対象者の「個別避難支援プラン」に予め記載してある内容に変更がないか確認  
⇒本人住所、連絡先、要支援者区分、居住状況、緊急時の連絡先、町内会、避難支援等実施者
- ② 基本情報に変更があった場合は、今回のプラン作成により登録情報の変更がなされたものとします。「避難行動要支援者台帳変更届」の提出は必要ありません
- ③ 避難支援等実施者の変更が必要な場合  
⇒避難支援等実施者となりえる方を新たに選任する場合はその方の同意を得る必要があります  
避難先や移動手段などとも関連するため、プラン作成の過程で定めることとなります
- ④ 避難支援等実施者が未登録の場合 ⇒③と同様

## 2 避難検討にあたっての事前確認

### 2-1 浸水区域と居住環境

- ① 自宅の浸水区域の災害リスクの確認
- ② 自宅に配慮すべき点はあるか（階段が急こう配、平屋など）

### 2-2 災害・避難情報の入手手段

- ① 入手可能か
- ② 入手手段は何か - テレビ、ラジオ、携帯電話
- ③ 入手者は誰か - 本人、本人に伝える人（家族、支援者）
- ④ 内容を理解できるか



### 2-3 避難先までの移動手段

- ① 本人が自力で移動できるか（寝たきり、車いす使用者等でないか）
- ② 家族だけでは移動困難か（同居家族が高齢、日中は家族不在等）
- ③ 普段から利用している福祉サービス事業所等への移動支援は可能か（送迎）
- ④ 福祉タクシー事業者の特殊車両利用登録制度の活用は可能か

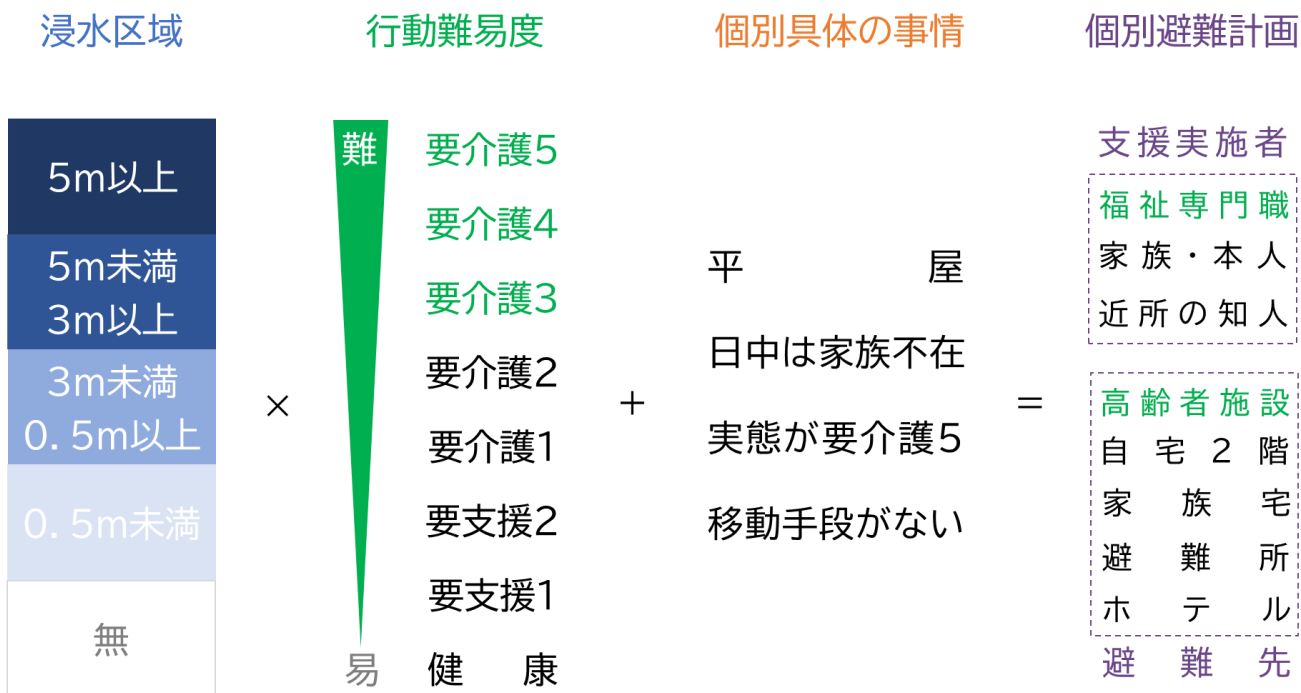
### 2-4 避難先での生活への配慮

- ① 日常生活動作（食事、トイレ、着替え、入浴）に介助が必要か
- ② 介助はどの程度か
- ③ 指定避難所での要配慮スペースでの生活は可能か
- ④ 福祉避難所への移送が必要か



1 個別避難支援プラン作成の考え方

- ① 自宅の浸水区分による災害リスク
- ② 自力での行動難易度
- ③ 個別具体の事情
- ④ 個別避難支援プラン（①～③を踏まえ作成）



〈事例1〉

①浸水区域	3m以上	2階建でも水平避難要
②介護認定	要介護4	自力での行動困難
③個別事情	独居	支援者が必要



計画	支援内容	支援者及び避難先
第1選択	連絡・移動	ショートステイA
第2選択	連絡・移動	介護老人保健施設B

〈事例2〉

①浸水区域	0.5～3m	2階へ避難
②介護認定	要介護3	自力での行動やや難
③個別事情	階段急勾配 日中家族不在	支援者も必要



計画	支援内容	支援者及び避難先
第1選択	連絡・補佐	地域／自宅2階or C避難所
第2選択	連絡・移動	ショートステイA

〈事例3〉

①浸水区域	3m以上	2階建でも水平避難要
②介護認定	要介護5	自力での行動困難
②肢体不自由	1級	車いす
③個別事情	高齢家族同居	家族対応困難 支援者が必要



計画	支援内容	支援者及び避難先
第1選択	連絡・移動	ショートステイA
第2選択	連絡・移動	親族／C避難所

浸水区域に応じた災害リスク、取るべき避難行動、避難所の選定については P8 参照

## 2 浸水区域による避難の考え方

項目	浸水深	特に早期水平避難が必要な区域	災害リスク
①洪水ハザードマップ等により <b>災害リスク</b> を理解する	5.0m以上	○ (土砂災害警戒区域を含む)	2階建ての屋根以上が浸水
	3.0～5.0m未満		2階の軒下まで浸水
	0.5～3.0m未満	—	1階の軒下まで浸水
	0.5m未満	—	床下浸水程度



項目	浸水深	特に早期水平避難が必要な区域	災害リスク	取るべき避難行動
②災害リスクに応じた <b>避難</b> を考える	5.0m以上	○ (土砂災害警戒区域を含む)	2階建ての屋根以上が浸水	下記①～⑥の避難所へ早期水平避難
	3.0～5.0m未満		2階の軒下まで浸水	下記①～⑥の避難所へ早期水平避難
	0.5～3.0m未満	—	1階の軒下まで浸水	2階へ避難できれば命の危険はないと思われる
	0.5m未満	—	床下浸水程度	平屋建てでも命の危険はないと思われる



項目	避難所	選定理由	注意点
③状況に応じた <b>避難所</b> の選定	①自宅	洪水ハザードマップ等により安全が確認できれば	「特に早期水平避難が必要な区域」でなく1週間程度（少なくとも3日間）生活できる水・食料があること
	②親族宅	親族等の支援により安全な親族宅へ避難できれば	
	③友人・知人宅	友人・知人等の支援により安全な友人・知人宅へ避難できれば	
	④普段から利用している福祉サービス事業所	普段からの利用により相互に信頼できる	避難所にする場合、福祉専門職、本人、事業所間で協議の必要あり
	⑤指定避難所	上記①②③④の避難が望めない場合、避難所情報等による公的避難所への避難	指定避難所の要配慮スペースでの避難生活が可能であること
	⑥福祉避難所	指定避難所での生活が困難な場合、避難	原則、災害情報等により避難が必要になると思われる場合、市（長寿福祉課）へ連絡し、協定先の社会福祉施設等の承諾を得て避難

## 3 避難に関するポイント【 市民共通 】

- ① 「避難」とは、難を避けて安全な場所へ立ち退くこと。原則は「立退き避難」だが、どのような災害でも、必ず立退き避難するというわけではない。
- ② ハザードマップ等を確認し、本人または家族等が自宅で十分に安全が確保できると判断した場合は、「在宅避難」し立退き避難しなくてもよい。
- ③ 緊急の場合は、近くの高層階の建物に一時避難することも選択肢となる。
- ④ 避難先が安全な区域にあること、避難先までのルートが安全であることも予め確認
- ⑤ 自家用車で避難場所・避難所まで移動の場合、車内での待機もあり得る。



- 1 個別避難支援プラン（素案）を作成
- 2 市へ素案の提出
- 3 素案の本人・家族への確認
- 4 市へ個別避難支援プランを提出
- 5 事業所による事務手続き

1 個別避難支援プラン（素案）を作成

- ① 素案を作成するにあたり、必要な場合は、市と協議し助言を求める
- ② 個別避難支援プラン様式に必要な事項を記載
- ③ 完成が不可能な場合（本人意思の変化、延期）は、予め市と協議
- ④ 計画内容に影響を及ぼすような事態が生じた場合は、市と協議

2 市へ素案の提出

- ① 市へ素案を提出し、事前に確認を得る
- ② 市より再度の調査が求められる場合がある
- ③ 不備等があれば、修正を行う

3 素案の本人・家族への確認

- ① 素案を本人・家族に提示し、確認を得る
- ② 必要な場合は、避難支援等実施者にも確認を得る

4 市へ個別避難支援プランを提出

- ① 素案に変更がなければ、市へプランを提出する
- ② 市が最終的に確認を行い承認すれば、本人・家族に最終版を配付する
- ③ 避難支援等実施者にも、最終版のプランを配付する
- ④ これをもって、1名の対象者に対する個別避難支援プラン作成が完了

5 事業所による事務手続き

契約書に基づき、委託料の支払い時期を踏まえ、実績報告や請求等の事務手続きを行う



## VI 災害に関する情報（災害・避難情報、避難所開設状況など）

### 1 福島市公式防災アプリ(リニューアル版)

- お知らせ機能 防災・災害情報、気象警報など
- 資料集機能 災害時に役立つ情報、避難所の開設状況、混雑状況及び洪水ハザードマップなど



※現行の「福島市公式防災アプリ」は6月以降使えなくなります。

### 2 市ホームページにリンクする QR コード

